

# 屋形原特別支援学校放課後等支援事業運営委託について

## 【事業の位置づけ】

本事業は、特別支援学校に通う児童・生徒の放課後等の居場所の提供等を目的に、福岡市が社会福祉法人等に事業を委託して実施するものです。

屋形原特別支援学校における事業については、現在の法人による運営が令和2年度より5年が経過することから、運営法人を再度選定するものです。

委託期間は令和7年4月1日からの1年間ですが、契約の履行が良好であれば、本市指定管理者制度のガイドラインによる指定期間を参考に、概ね5年間を限度に契約の更新を行います。

## 1. 特別支援学校放課後等支援事業の概要

### (1) 目的

特別支援学校に通学する児童・生徒に、放課後等の活動の場を提供するとともに、障がい児を日常的にケアしている保護者の就労とレスパイトの時間を確保することを目的とする。

### (2) 事業実施場所

福岡市立屋形原特別支援学校 放課後等支援事業専用施設

### (3) 対象者

屋形原特別支援学校に通学する児童・生徒（小・中学部、高等部）

※ 児童・生徒数は、令和6年5月1日現在で258人

はつらつステージ：知的障がい児が通学しているため、自閉症あるいは自閉的傾向の子どもが多い。

すこやかステージ：呼吸器系の病気やアレルギー疾患の子どもが通学しているため、医療機関等の関係機関と連携・協力を行い、子どもの安全を配慮すること。

### (4) 事業開始

令和7年4月1日から

### (5) 事業の実施日時等

月曜日～金曜日	授業終了後 ～ 18：30
土曜日	8：00 ～ 18：30
学校の休業日	8：00 ～ 18：30

※いずれの実施日においても、送迎は保護者が行う。

※ 日曜・国民の祝日に関する法律に規定する祝日・12月29日～翌年の1月3日までについては、事業を実施しない。

※ 18：00～18：30は保護者の迎え・引継ぎの時間帯とする。また、土曜及び学校の休業日の8：00～8：30は児童・生徒受入れや保護者との引継ぎまたは準備の時間帯とする。

※ 平日の授業終了時間（放課後）は、曜日や学部等によって異なる場合があるが、基本的に、早く放課後となった学部等に利用予定者がいれば、そこからが事業の開始時間とする。

- ※ 日曜が出勤日の場合の振替休日等については、8：00～18：30まで事業を実施する。
- ※ 事業の実施日について、学校行事の都合等により事業を利用する児童・生徒がいない日や、災害時、その他市が必要と認めた場合は、事業を実施しない。

#### (6) 事業の定員

1日当たり 平日 最大15名  
土曜及び長期休業中 最大15名

- ※ 利用者の最大受け入れは15名を上限とし、法人は利用者の特性等及び法人側の人員体制等を勘案して、各事業実施日の利用受け入れ可能人数を判断する。
- ※ すこやかステージの定員は上記15名のうち、3名を上限とする。
- ※ 保護者の急病等、やむを得ない場合は定員を超えて受け入れることを認める。

#### (7) 利用料金

利用した障がい児の保護者から次の利用料を徴収する。（※徴収事務は市が行う）

- ・ 平日（月曜～金曜、学校の休業日を除く） 1回につき 500円
- ・ 土曜及び学校の休業日  
午前の部のみまたは午後の部のみ使用 1回につき 500円  
午前の部に引き続き午後の部も利用した場合 1回につき 1,000円

- ※ 生活保護世帯・低所得世帯等へは減免措置を講ずる。
- ※ 毎月の負担上限額は3,000円とする。

#### (8) 事業運営に係る光熱水費について

本事業専用施設に係る光熱水費については、全額市の負担とする。

## 2. 委託業務の主な内容

### (1) 児童・生徒の預かり

学校からの引継等により、利用する児童・生徒の心身の状況を十分に把握し、児童・生徒が安全かつ安心して過ごすことができるよう努める。

### (2) 保護者からの相談等への対応

児童・生徒の保護者から利用に関する相談等があった場合は、その手続き等について説明する。その他、事業についての要望等があった場合には、正確な内容を把握のうえ、委託者（福岡市）に報告し、その指示を受け対応する。

### (3) 毎月の利用調整

利用児童・生徒の保護者との連絡調整により、月毎の利用日を決定する。

### (4) 行事等の企画及び実施

利用する児童・生徒の心身の状態等を配慮しながら、充実した場とするための活動等を企画・実施する。

(5) ボランティア等の活用

本事業に協力するボランティア等の参加を促進し、事業内容の充実に努める。

(6) 緊急時等の対応

学校や保護者と十分な連携をとり、児童・生徒の急病やけが等への適切な対応を行う。また、医療機関等への搬送方法等を含め事前にマニュアル化しておく。

さらに、地震や大雨などの災害や、不審者等に適切に対応するため、緊急時の対応マニュアルを作成しておくとともに、その内容を担当の職員に周知徹底すること。

(7) 市への報告等

日々の利用状況等については、日誌等に確実に記録するとともに、別に定める報告の要領に基づき、正確かつ確実に市に報告する。

(8) 施設及び備品等の管理

施設及び備品等を使用する場合、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、清潔保持、感染症防止に努めること。また実施期間中、専用施設のワックス清掃を必ず行うもの。

基本委託料の物品購入費により購入した備品等については、見積り、発注、納品、検収、支払に係る書類を保管するもの。

(9) 虐待の防止について

事業の実施に当たっては、虐待の発生又はその再発を防止するため、「障害者福祉施設等における障害者虐待防止と対応の手引き」に準じた適切な措置を講じること。また、研修の実施については記録を残すこと。

### 3. 人員配置等

特別支援学校放課後等支援事業に関する委託業務を遂行するにあたっては、事業実施時間中、次の人員を配置するものとする。

ア 基本人員

責任者又はその補佐のうち、1名は事業実施時間中を通じて現場統括者として従事する。また、現場統括者の他に1名の支援員を配置する。

イ 支援員配置基準

児童・生徒3名に対し支援員1名の配置を基本とする。また、福岡市が特に必要と認める児童・生徒には、児童・生徒1名に対し支援員1名を配置する。

ウ 追加配置

アに定める基本人員のみではイに定める支援員配置基準を満たさない時、追加で支援員を配置する。

エ 有資格者の配置

配置人員のうち、責任者1名は社会福祉士、介護福祉士等の有資格者とする。その他の者についての資格は問わない。

※ 利用者が1名であっても、アに定める2名の職員を配置すること。なお利用者が0名

の場合はこの限りではない。

※ 利用者が、イに定める「福岡市が特に必要と認める児童・生徒」1名の場合、アに定める基本人員で対応する。

※ 適切な同性介護を行うこと。

#### 4. 委託料について

	金額	備考
委託料総額	14,595千円	年間委託料の想定額。実績払いとなる加算委託料により変動あり。
うち基本委託料	11,383千円	利用実績の多寡によらず、定額
うち加算委託料	3,212千円	利用実績に応じて変動

※ 上記金額は、令和6年度予算を基にした見込み額（税込）

##### (1) 委託料の考え方

本事業の運営業務委託料として、人件費および事業費・事務費を支払う。

##### ○基本委託料

事業の実施に最低限必要となる人件費及び事業費・事務費は、利用実績の多寡によらず、別に定める額を支払う。

##### a 基本人件費

「3. 人員配置等のア」に定める基本人員に係る人件費

##### b 基本事業費・事務費

基本人件費の10%相当額（1円未満の端数は切り捨て）

##### c 物品購入費

##### ○加算委託料

本事業の利用実績に応じて、別に定める加算単価に基づき委託料を加算する。

##### a 加算人件費

「3. 人員配置等のウ」に定める追加配置分に係る人件費

##### b 加算事業費・事務費

加算人件費の10%相当額（1円未満の端数は切り捨て）

## (2) 委託料算定に係る人員配置等の考え方

### ○基本委託料分の配置職員・時間等

職員	配置時間等	備考
責任者	< 8時間/日勤務 > 開所時間以外の時間帯も本事業の業務にあたるもの。報酬単価は市行政職員 2～4 級の平均給与額に準ずる。	現場統括を行う。
常勤職員 (責任者補佐)	< 5.5時間/日勤務 > 開所時間以外の時間帯は本事業の業務にあたらず、法人業務を行うもの。報酬単価は市会計年度任用職員IV級17号に準ずる。	責任者不在時の現場統括を行う。
非常勤職員 (支援員)	< 5.5時間/日勤務 > 土曜・学校休業日は2交代制 報酬単価は市会計年度任用職員 I 級24号に準ずる。	責任者補佐が現場統括を行うとき、又は基本人員だけでは支援員が不足する場合に配置

### ○委託料加算分算定に係る単価

市会計年度任用職員 I 級24号を準用し、半日 (5.5時間) ごとに加算人件費の単価を算定する。

※ 令和6年度単価 6,886円 (税込)

## 5. 引継ぎについて

選定委員会にて、令和7年度以降の運営法人として選定された場合、令和6年度中から、児童・生徒受入れ中の見学及び支援補助、その他事務作業の引継ぎを実施する。具体的な引継ぎ方法に関しては、選定後、現在の運営法人を含めた協議により決定する。

## 6. 選定評価方法

### (1) 評価基準

応募団体の運営能力を、企画書、プレゼンテーション等をもとに点数化し、合計点数が最も高い法人と運営委託契約を結ぶ。

### (2) 運営・企画点

応募書類及び、選定委員会当日のプレゼンテーション等に基づき、運営能力及び企画の内容を評価する。

## 【現地説明会について】

事業の実施場所である屋形原特別支援学校において現地説明会を実施します。  
見学を希望される法人は、日程を調整させていただきますので、別紙「現地説明会参加申込書」をご提出ください。

### (1) 説明会日時

9月13日（金）、17日（火）～20日（金）のうち、調整のうえ実施

### (2) 所要時間

30分程度

### (3) 申込締切

9月12日（木）午前10時まで

### (4) 申込方法

電子メールにて、別紙「現地説明会参加申込書」を下記申込先にご提出ください。

### (5) 問い合わせ・申込先

福岡市こども未来局子育て支援部こども発達支援課

E-Mail : hattatsushien.CB@city.fukuoka.<sup>エル</sup>lg.jp

TEL : 092-711-4178

(別紙)

屋形原特別支援学校放課後等支援事業 現地説明会参加申込書

団 体 名	
説明会希望日時	第1希望日時 9月 日 ( ) : ~ : 第2希望日時 9月 日 ( ) : ~ : 第3希望日時 9月 日 ( ) : ~ :
参加者名	
連絡先	TEL : E-Mail :